

監 査 種 別 出資団体監査

監 査 対 象 公益財団法人名古屋市民休暇村管理公社  
(事務所所在地：長野県木曾郡王滝村3159番地25)

上記団体の所管局の事務を含む。

監 査 期 間 令和元年 8月 1日から  
令和2年 1月24日まで

監 査 結 果

## 第1 団体の概要

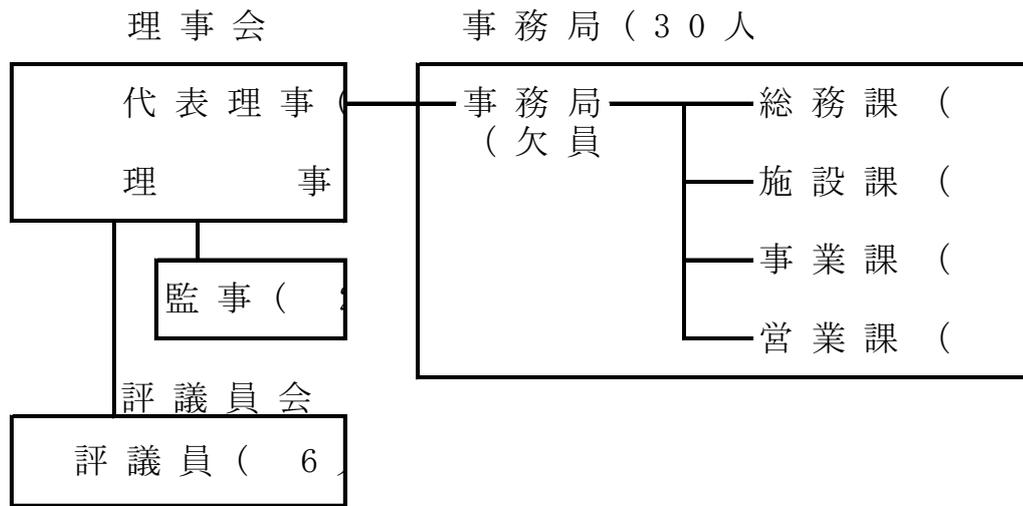
観光文化交流局所管の出資団体である公益財団法人名古屋市民休暇村管理公社（以下「管理公社」という。）は、名古屋市民御岳休暇村（以下「休暇村」という。）の管理運営を行うとともに、自然体験活動をとおして市民等の健康増進、福祉の向上及び児童又は青少年の健全な育成に寄与することを目的として、昭和48年2月に本市の全額出捐により、基本財産 1,000万円をもって設立された。

主な事業内容は、①自然体験事業、②青少年健全育成事業、③健康増進支援事業、④施設貸与及び飲食販売事業、⑤旅客自動車運送事業の実施である。

これらの事業を運営するため、理事会、評議員会及び事務局が置かれており、職員数は30人（嘱託員16人を含む。）となっている。機構及び職員配置状況は、次図のとおりである。

また、平成30年度において、本市は管理公社を、公の施設である休暇村の指定管理者に指定し、指定管理料 2億 6,258万円を支出している。

(注) 文中では万円未満の端数を切り捨て、表中では千円未満の端数を切り捨て、比率は実数により計算し計数ごとに小数点以下第2位を四捨五入した。したがって、内訳の計と合計が一致しない場合がある。



## 1 事業状況

### (1) 公益目的事業

#### ア 自然体験事業

ヒノキやカラマツなど50ヘクタールに及ぶ人工林の間伐、枝打ちや広葉樹の植樹などの森林整備を地元や木曽川下流域の市民と協働で進める「市民の森づくり事業」や、王滝村の協力を得て「王滝百草の森」の整備を進めたほか、水資源涵養や地球温暖化防止、生物多様性など、森林が果たす機能と重要性について学ぶ森林体験学習などを行っている。

#### イ 青少年健全育成事業

小・中学生が自然の中での集団生活や自然体験活動を通じて、自然に感動する心や創造性を育む豊かな感性の育成等を目的に、「おんたけ子ども村キャンプ」などの事業を、大学生のボランティア「キャンプカウンセラー」や特定非営利活動法人（NPO）とともに進めている。

#### ウ 健康増進支援事業

森林浴や高地ウォーキング、温泉療養、薬膳料理の提供など豊かな自然環境を活用したプログラムの提供により、市民の健康増進支援事業を実施している。

(2) 収益事業

ア 施設貸与及び飲食販売事業

宿泊に伴う施設貸与や飲食提供を行うとともに、土産物等の販売を行っている。

イ 旅客自動車運送事業

自家用自動車を持たない方や高齢者等が利用できるように、貸切バスによる名古屋・休暇村間の送迎を行っている。

## 2 決算状況

平成29年度及び平成30年度の比較正味財産増減計算書及び比較貸借対照表は、第1表及び第2表のとおりである。

第1表 比較正味財産増減計算書

平成29年度 平成29年 4月 1日～平成30年 3月31日

平成30年度 平成30年 4月 1日～平成31年 3月31日

科 目	平成 29 年度	平成 30 年度	比 較 増△減	前年度 対 比
	千円	千円	千円	%
I 一般正味財産増減の部				
1. 経常増減の部				
(1) 経常収益				
基本財産運用益	47	47	-	100
特定資産運用益	116	117	1	100.8
受取会費	474	3	△471	0.6
事業収益	79,740	60,506	△19,234	75.9
指定管理料	285,891	262,583	△23,307	91.8
雑収益	1,391	1,326	△65	95.3
経常収益計	367,661	324,584	△43,077	88.3
(2) 経常費用				
事業費	346,328	301,978	△44,350	87.2
管理費	20,516	19,693	△822	96.0
経常費用計	366,845	321,672	△45,173	87.7
評価損益調整前当期増減額	816	2,911	2,095	356.8
特定資産評価損益	16	157	141	970.3
評価損益等計	16	157	141	970.3
当期経常増減額	832	3,069	2,237	368.8
2. 経常外増減の部				
(1) 経常外収益				
経常外収益計	-	-	-	
(2) 経常外費用				
災害損失	832	-	△832	皆減
経常外費用計	832	-	△832	皆減
当期経常外増減額	△832	-	832	
当期一般正味財産増減額	-	3,069	3,069	皆増
一般正味財産期首残高	3,714	3,714	-	100
一般正味財産期末残高	3,714	6,783	3,069	182.6
II 指定正味財産増減の部				
基本財産受取利息	47	47	-	100
一般正味財産への振替額	△47	△47	-	100
当期指定正味財産増減額	-	-	-	
指定正味財産期首残高	10,000	10,000	-	100
指定正味財産期末残高	10,000	10,000	-	100
III 正味財産期末残高	13,714	16,783	3,069	122.4

第 2 表 比較貸借対照表

平成29年度 平成30年 3月31日現在  
平成30年度 平成31年 3月31日現在

科 目	平成 29 年度	平成 30 年度	比 較 増△減	前年度 対 比
	千円	千円	千円	%
I 資産の部				
1. 流動資産				
現金	1,756	717	△1,039	40.8
預金	32,122	35,370	3,247	110.1
未収金	202	779	576	385.6
立替金	52	-	△52	皆減
前払費用	98	104	5	106.1
貯蔵品	2,249	2,063	△185	91.7
流動資産合計	36,482	39,035	2,553	107.0
2. 固定資産				
(1) 基本財産				
投資有価証券	10,000	10,000	-	100
基本財産合計	10,000	10,000	-	100
(2) 特定資産				
退職給付引当資産	105,053	105,053	-	100
特定資産合計	105,053	105,053	-	100
(3) その他の固定資産				
什器備品	564	451	△112	80.0
権利金（電話加入権）	197	197	-	100
保証金	2,630	2,680	50	101.9
その他の固定資産合計	3,391	3,328	△62	98.1
固定資産合計	118,444	118,381	△62	99.9
資産合計	154,926	157,416	2,490	101.6
II 負債の部				
1. 流動負債				
買掛金	707	377	△330	53.4
未払金	14,493	15,981	1,487	110.3
未払法人税	71	71	-	100
未払消費税	2,993	3,182	189	106.3
未払費用	4,142	4,484	341	108.3
賞与引当金	8,820	9,033	212	102.4
預り金	4,929	2,449	△2,480	49.7
流動負債合計	36,158	35,579	△579	98.4
2. 固定負債				
退職給付引当金	105,053	105,053	-	100
固定負債合計	105,053	105,053	-	100
負債合計	141,212	140,633	△579	99.6
III 正味財産の部				
1. 指定正味財産				
寄付金	10,000	10,000	-	100
指定正味財産合計	10,000	10,000	-	100
（うち基本財産への充当額）	(10,000)	(10,000)	(-)	(100)
2. 一般正味財産	3,714	6,783	3,069	182.6
正味財産合計	13,714	16,783	3,069	122.4
負債及び正味財産合計	154,926	157,416	2,490	101.6

## 第2 団体に対する監査

### 1 概要

地方自治法第 199条第 7項の規定に基づき、出納その他の事務が適正に行われているか、主として平成30年度（平成30年 4月 1日～平成31年 3月31日）の事務について調査した。

監査の結果、以下のとおり一部に不適切な事例が見受けられた。今後の事業執行にあたっては、これらの点に留意されたい。

### 2 指摘事項

#### (1) 領収書の管理について

公益財団法人名古屋市民休暇村管理公社経理規程（以下「経理規程」という。）によると、未使用の領収書用紙の冊（以下「領収書冊」という。）には、一連の通し番号を附してその残高を明確にしなければならないとされている。

領収書の管理状況を調査したところ、現に使用している領収書冊には通し番号が附されていたが、未使用の領収書冊には通し番号が附されておらず、管理公社によると、領収書冊の使用開始時に通し番号を附しているとのことであった。

領収書冊の受入れ時に一連の通し番号を附されたい。また、管理状況を明確にするため、本市の例を参考に、領収書管理簿による領収書冊の管理を検討されたい。

#### (2) 固定資産の管理について

経理規程によると、固定資産管理責任者である事務局長は、固定資産台帳を設け、固定資産の種類、名称、所在地等の所要事項を記録し、固定資産の保全状況及び移動について管理の万全を期さなければならず、毎会計年度 1回以上固定資産台帳と現物とを照合し、その実在性を確かめなければならないとされている。

固定資産の管理状況を調査したところ、固定資産台帳が設けられておらず、管理公社によると、現物との照合を行っていなかった。

経理規程に基づき、速やかに固定資産台帳を作成し、毎会計年度 1回以上の現物との照合を実施されたい。

### (3) 退職給付引当金の計上について

管理公社では、経理規程において、職員の退職給付に備えるため、期末退職給付の自己都合要支給額に相当する額を退職給付引当金として計上することを引当金の計算基準（以下「引当基準」という。）として定めている。

平成30年度末の退職給付引当金を調査したところ、平成30年度末における退職給付の自己都合要支給額が 114,520,632円であったにも関わらず、退職給付引当金は 105,053,527円しか計上されていなかった。

管理公社によると、退職給付引当金の額と同額の特定資産の計上が必要であるとの誤解のもと、特定資産の増額が困難であったため、引当基準によることなく、平成29年度末の特定資産の額を退職給付引当金として計上してしまったとのことであった。

経理規程に基づき、退職給付引当金を引当基準どおり計上されたい。

## 3 意見

平成29年 6月25日の長野県南部地震の発生により、同日以降セントラルロッジの休館が続いていることが大きく影響し、キャンプ場や地元の他の宿泊施設を利用して体験企画事業等を続けてきたものの、この間、施設の利用者数、事業への参加者数はいずれも減少した。

こうした中、セントラルロッジについては、令和 2年 4月からの営業再開に向け、令和元年11月の予約受付の開始以降、過去に休暇村を利用した方に再開の案内を行う等、広報活動に取り組んでいるが、こうしたリピーター客の確保もさることながら、これまで比較的少なかった若年層への情報発信や、魅力ある施設や事業を提供していくことで、利用者層の拡大を図っていくことも重要である。

管理公社においては、本市や地元自治体、大学生のボランティア「キャンプカウンセラー」、その育成支援を行っているNPO等とのより一層の連携・協働のもと、幅広い年齢層に休暇村の魅力を発信し、さらなる利用者数の増加に繋がるよう具体的な方策を講じられたい。

### 第3 観光文化交流局に対する監査

管理公社に対する出資団体監査に併せて、地方自治法第199条第5項の規定に基づき、観光文化交流局所管の財務に関する事務のうち、管理公社に対する事務の執行について調査したが、指摘すべき事項はなかった。